

令和5年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等

計画の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等) <small>※策定等は令和6年度以降になるが令和5年度中に委員会で骨子案等の報告を行う予定の計画、策定等の後に議会への報告義務等がある計画は、その旨を明記してください。</small>	所管課名
		策定 変更 廃止	法定 受託	義務	努力 義務	任意			
第五次県立病院中期計画	令和4年度～ 令和9年度	変更					○	・滋賀県病院事業の業務運営における目標管理等に関する規程第2条 ・公立病院経営強化ガイドライン(総務省)	病院事業庁 経営管理課

1. 中期計画の改定の概要

- 中期計画は、県立病院経営における基本計画として、平成18年度の地方公営企業法の全部適用以降、病院事業庁の理念と基本方針、医療サービス提供と経営基盤確立に向けた県立3病院のビジョンと取組、収支計画等を定めるものとして、これまで5次にわたって策定している。
- 今回、令和4年3月に策定した「第五次中期計画」が、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づく「公立病院経営強化プラン」の内容を満たすよう、『新興感染症の感染拡大時の対応』や『医師の働き方改革』などについて、現在の状況を踏まえた方針を示すとともに、昨年度実施した「経営形態の見直し」の検討結果や、令和6年度(令和7年1月)に予定している総合病院と小児保健医療センターの統合に向けた検討を反映した内容に改定するもの。

2. 計画期間

(改定前)令和4年度から令和7年度までの4年間

(改定後)令和4年度から令和9年度までの6年間

※総務省のガイドラインで令和9年度までの計画策定を要請されている。

3. 第五次中期計画の内容 (改定前)

- 第1章 第五次県立病院中期計画の基本的な考え方
- 第2章 県立3病院の概要、医療を取り巻く状況等
- 第3章 理念と基本方針
- 第4章 重点的取組
- 第5章 収支計画
- 第6章 「公立病院改革ガイドライン」に即した取組
- 第7章 中期計画の推進に向けて

4. 計画策定までの予定

